会議録

<table>
<tr><td>会議の名称</td><td colspan="6">令和８年度第２回東松山市障害者計画等策定委員会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開 催 日 時</td><td colspan="3" rowspan="2">令和８年９月２日（水曜日）</td><td>開会</td><td colspan="2">午後　２時</td></tr>
<tr><td>閉会</td><td colspan="2">午後　３時１０分</td></tr>
<tr><td>開 催 場 所</td><td colspan="6">東松山市総合会館多目的ホールＢ（東松山市役所総合会館４階）</td></tr>
<tr><td>会 議 次 第</td><td colspan="6">１　開会
２　議事
（１）第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画に係る国・県・市の考え方について
（２）第四次市民福祉プラン（案）について
（３）パブリックコメントについて
（４）その他
３　その他</td></tr>
<tr><td>公開・非公開の別</td><td colspan="2">公開</td><td>傍 聴 者 数</td><td colspan="3">０人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">委員出欠状況</td><td>委員長</td><td>葉石　光一</td><td>出</td><td>委　員</td><td>宮腰　智裕</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>神辺　正規</td><td>出</td><td>委　員</td><td>礒貝　瑞</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>武田　耕典</td><td>出</td><td>委　員</td><td>長谷部　一平</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>佐藤　美奈</td><td>出</td><td>委　員</td><td>丹羽　彩文</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>若尾　勝己</td><td>欠</td><td>委　員</td><td>遠藤　正宣</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>中能　広和</td><td>出</td><td>委　員</td><td>石川　京子</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>田原　祐己子</td><td>欠</td><td>委　員</td><td>原口　展昭</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>青木　梨恵</td><td>出</td><td>委　員</td><td>新井　浩壽</td><td>出</td></tr>
<tr><td>委　員</td><td>杉浦　翔太</td><td>出</td><td>委　員</td><td>小西　尊晴</td><td>出</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事　務　局</td><td colspan="3">健康福祉部　　柳沢部長</td><td colspan="3">健康福祉部　　加藤次長</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害者福祉課　荻原課長</td><td colspan="3">障害者福祉課　吉野副課長</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害者福祉課　小松主査</td><td colspan="3">障害者福祉課　大曽根主査</td></tr>
<tr><td colspan="3">障害者福祉課　金子主任</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

次　　第	顛　　末
１　開会	
事務局（障害者福祉課　吉野副課長）	皆様、こんにちは。定刻より早いですが、皆様おそろいになりましたので、始めたいと思います。本日はご多用のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めます、障害者福祉課の吉野です。よろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから令和８年度第２回東松山市障害者計画等策定委員会を開会いたします。本会議は、事前にお配りした資料により進めます。はじめに、葉石委員長からご挨拶をお願いいたします。
葉石委員長	―　挨拶　―
事務局（障害者福祉課　吉野副課長）	ありがとうございました。続きまして、委員の出席状況についてご報告いたします。委員１８名のうち、本日の出席委員は１６名です。したがいまして、東松山市障害者計画等策定委員会条例第６条第２項に規定する定足数に達しておりますので、本会議が成立したことをご報告いたします。 続きまして、本日の会議録の作成に当たり、出席委員２名にご署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録については、神辺委員と長谷部委員にお願いいたします。後日、会議録ができましたら事務局からご連絡いたしますので、ご署名をお願いいたします。 それでは、議事に入る前に資料を確認いたします。事務局からお願いします。
事務局（障害者福祉課　金子主任）	―　資料確認　―
事務局（障害者福祉課　吉野副課長）	それでは、議事に入ります。議事については、東松山市障害者計画等策定委員会条例により委員長が議長を務めることとなっております。委員長、よろしくお願いいたします。
２　議事	
葉石委員長	それでは、会議を進めます。本日もご協力をお願いいたします。 議事に入る前に確認事項があります。東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では、会議の公開・非公開について会議に諮って決定することとなっています。本日の議題には、特段、非公開とすべき事項はないと思いますので、本日の会議は公開とし、資料及び会議録を公表することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	―　異議なし　―

葉石委員長	それでは、公開の場合、傍聴希望者がいれば傍聴いただくことになります。事務局に伺いますが、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。
事務局（障害者福祉課　吉野副課長）	傍聴希望者はいらっしゃいません。
葉石委員長	それでは議事を進めます。 議事第１号「第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画に係る国・県・市の考え方について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	―　議事第１号（計画の記載事項案）について説明　―
葉石委員長	ただいま事務局から説明がありました。内容について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。 ないようですので、計画の記載事項案については以上とし、引き続き目標の説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	―　議事第１号（目標１・２）について説明　―
葉石委員長	目標１・２について説明いただきました。２項目ずつ区切るとのことですので、ここで質問を受けたいと思います。何かございましたらお願いいたします。
杉浦委員	２点質問させてください。 １点目は、目標１の地域移行についてです。県では施設入所者数の削減目標を設定していない一方、市では部会の意見を踏まえて削減目標を設定したとのことでした。部会では、具体的にどのような議論があったのでしょうか。 ２点目は、参考資料２ページの退所者数についてです。退所理由を見ると、死亡や入院など、地域生活への移行とは異なる理由も含まれています。施設入所者数を５人以上削減するという目標を評価する際には、このような理由による退所も削減数に含まれるという理解でよいでしょうか。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	まず１点目、施設入所者数の削減目標を設定した背景についてです。施設入所者数は、基本的に新たに入所する方と退所する方のバランスで決まります。本市では第７期計画でもこの目標を設定しており、これまで施設入所者数の削減という目標を掲げてきたことで、施設入所が本人にとって本当に必要な支援なのかを精査しながら、相談支援事業所とともにサービス等利用計画を立ててきたという背景があります。その点を踏まえると、ここで目標をなくしてしま

	うのはいかがなものか、というご意見を部会でいただきましたので、第７期と同様に設定することとしました。 ２点目の退所者数の内訳についてです。退所理由は様々で、介護保険施設等への入所、死亡、入院なども含まれています。施設入所者数の削減目標は、新規入所者と退所者を差し引いた結果としての施設入所者総数をみるものですので、退所理由自体は問いません。
葉石委員長	１点目について、部会での議論について補足できることがあればお願いします。
丹羽委員	国際的な流れとしては、施設から地域へという「脱施設化」が進められています。２０２２年には、障害者権利条約に関して国連の委員会から日本に対し、取組をさらに進めるべきとの勧告が出され、国もそれを踏まえて計画を設定しています。 埼玉県では以前から１，０００人を超える入所待機者がいるとしていますが、その中には、今すぐ入所したいという方だけではなく、将来への不安などから待機者として登録している方も含まれています。そうした方については、地域で安心して生活を続けられる状況が整えば、必ずしも入所待機を続けなくてもよくなる可能性があります。 東松山市はこれまでも地域での生活を支える取組を進めてきていますので、国や国際的な方向性も踏まえ、県に準拠して目標を設定しないのではなく、市としてしっかり目標を設定し、今後も地域生活を支える取組を進めていこうという議論を部会で行いました。
葉石委員長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、武田委員、お願いします。
武田委員	資料１ページの、県内に１，０００人を超える入所希望者がいるという点について確認させてください。この１，０００人というのは、複数の施設に申込みをしている場合の延べ人数でしょうか。それとも、埼玉県に住所がある方の実人数でしょうか。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	実人数になります。埼玉県民で入所を待機している方が実人数で１，０００人以上いるということです。１人の方が第１希望から第３希望まで複数の施設を挙げて待機している場合がありますが、人数としては重複していません。
丹羽委員	補足します。県内の入所施設には定員があるため、県には入所判定会議があり、入所を希望する方をある程度集約してリスト化しています。ただし、施設側がそのリストの順番どおりに必ず受け入れなければならないという仕組みではありません。施設に直接希望して利用につながる場合もあるため、必ずし

	もリストの上から順に入所が決まっていく仕組みではないという状況です。
葉石委員長	ありがとうございました。ほかにございますか。時間はありますので、後ほどお気付きの点がありましたら、その際にご発言いただいて構いません。それでは次に進み、目標３・４について説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	―　議事第１号（目標３・４）について説明　―
葉石委員長	ありがとうございました。それでは、目標３・４についてご質問がありましたらお願いします。 特にないようですので、次に進みます。後ほどお気付きの点がありましたら、その際にお願いします。それでは、目標５・６について説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	―　議事第１号（目標５・６）について説明　―
葉石委員長	ありがとうございました。それでは、目標５・６についてご質問がありましたらお願いいたします。
武田委員	基本的なことを教えていただきたいのですが、病院に入院している方の場合、サービスを利用するときは計画相談で計画を立てて事業所につないでいくため、セルフプランというケースがほとんどありません。そもそも、なぜセルフプランになる方がいるのでしょうか。 また、「望まないセルフプラン」を減らすということは、市役所や基幹相談支援センターなどが相談支援事業所に働きかけ、利用者を紹介して計画相談につなげる取組を実際に行っているということでしょうか。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	セルフプランとなる理由は人それぞれですが、本市でみられる傾向をご説明します。 まず、同行援護のみを利用している視覚障害のある方など、他のサービスとの調整があまり必要ではなく、本人と事業所との日程調整が中心となるため、セルフプランで利用している方が少数います。 障害者については、セルフプランの多くが一般就労に向けたサービスを利用する方です。精神障害のある方が一般就労に向けて就労移行支援を利用する場合などで、川越市やさいたま市など市外の事業所を利用するケースが多くあります。その場合、地域の相談支援専門員が遠方の事業所まで出向いて対応することが難しいという事情があります。一方で、本人が計画相談の関与を希望せず、早くサービスを利用したいという理由から、自らセルフプランで申請する場合もあります。また、特定の相談支援事業所に担当してほしいという希望が

	あり、空きが出るまで待っている方もいます。 障害児については、未就学児では児童発達支援、就学児では放課後等デイサービスを利用する方が多くなっています。年齢が低く、必ずしも手帳を持っているわけではない中で、発達や行動に不安があり、「まずはサービスを使ってみたい」と保護者が窓口に申請する場合があります。その段階では、計画相談の導入を希望しない保護者も多くいます。 一方、障害の程度が重い場合などには、行政、健康推進課、委託相談など、それまで保護者の相談に関わってきた支援機関から計画相談を勧めることもあります。本人や保護者から希望があった場合には、東松山市相談支援事業所連絡会議で各事業所の受入状況を確認しているため、行政から個々の事業所に働きかけてつなぐこともあります。また、委託相談等から情報提供を受け、本人や保護者が直接事業所に相談する場合もあります。 このように、障害児の場合は、保護者自身がその時点では計画相談の導入を希望していないケースが比較的多い点が、障害者の場合と異なるところだと認識しています。
武田委員	そうすると、「望まないセルフプラン」というのは、具体的にはどのような方を指すのでしょうか。今の説明には、本人が早くサービスを利用したいなどの理由で、自らセルフプランを選んでいるケースも含まれているように思います。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	国が想定している「望まないセルフプラン」は、例えば相談支援事業所や相談支援専門員に空きがない、あるいは身近な地域に受け皿となる事業所がないなど、本人が計画相談を希望しても利用できず、やむを得ずセルフプランとなっているケースが中心だと認識しています。
葉石委員長	武田委員がお聞きになりたいのは、先ほど説明されたセルフプランのケースの中には、本人が希望してセルフプランを選んでいる方も含まれており、それは「望まないセルフプラン」には当たらないのではないか、ということですね。
武田委員	はい。例えば、本人が早くサービスを利用したいという理由でセルフプランを選んでいる場合は、自ら選択していることになります。一方、人材不足や受け皿不足によって、本来は計画相談を利用したいのに利用できない場合は、「望まないセルフプラン」に当たるのではないかと思います。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	説明が十分ではありませんでした。最初に申し上げたのは、本市におけるセルフプラン全体の状況であり、「望む」「望まない」という区別をした説明ではありませんでした。おっしゃるとおり、本人が「すぐにサービスを利用したいのでセルフプランで申請する」と自ら選んでいる方は、「望まないセルフプラン」には該当しないと考えています。

葉石委員長	そうすると、「望まないセルフプラン」に該当する方について、市ではどの程度いるのか、また、どのような状況にあると把握しているのでしょうか。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	「望まないセルフプラン」の把握は非常に難しいと感じています。例えば、ある程度障害の程度が重いお子さんの保護者に計画相談の導入を個別に勧めても、その時点では「まだ必要ありません」と断られることがあります。しかし、数か月後に状況が変わり、「やはり支援してほしい」と希望される場合もあります。 そのため、計画相談を必要とするタイミングは人によって異なりますが、例えば未就学から就学へ移行する時期など、生活の節目でニーズを拾い上げ、希望が生じた場合に計画相談の導入につなげられるかが重要だと考えています。
葉石委員長	そうすると、潜在的に「望まないセルフプラン」の状態にある方がいる可能性は否定できないということだと思います。「望まないセルフプランの解消に取り組む」という前段として、そのような状況の把握に努めることも必要ではないかと感じます。 この点について、補足していただける方はいらっしゃいますか。
丹羽委員	制度上、障害福祉サービスを利用するには利用計画が必要です。本来のセルフプランは、障害当事者や家族などが制度や計画の立て方を理解した上で、自ら計画を作成することが前提だと思います。 一方、先ほどの児童の例では、サービスを早く利用したいものの、相談支援事業所がすぐに対応できないため、本来行われるべき相談支援のプロセスを経ずにセルフプランとなっているケースがあるという説明でした。本来であれば相談支援専門員がすぐに対応できれば計画を立てられるところ、やむを得ずそのプロセスを経ずに利用している状態です。このようなケースも含めて、「望まないセルフプラン」と考える必要があるのではないかと思います。 本人が制度を理解し、自らサービス等利用計画を作成できるため、意図的にセルフプランを選ぶ場合とは分けて考えるべきです。特に、一般の保護者が専門的な利用計画を十分に作成することは容易ではないため、本来必要な相談支援につながることが望ましいと考えます。
佐藤委員	補足になります。介護保険は給付管理の仕組みもあるため、ケアプランがない状態は基本的に想定されず、障害福祉とは制度設計そのものが異なる部分があります。障害福祉では、相談支援専門員が計画を立てなくても支給決定ができる仕組みであるため、結果としてセルフプランが生じやすい面があるのではないかと思います。 もう１点、先ほどの潜在的なニーズに関してです。東松山市では、障害のある子どもも地域で育っていくことを大切にしてきたと思います。計画相談の立

	場や、子どもに関わる保健師等の立場から見ると、例えば児童発達支援を週５日から６日利用することだけが望ましいのか、地域の保育園や幼稚園等と併用しながら、地域の中で一緒に育つことも必要ではないか、といった視点を持つことができます。 　一方、保護者は子育ての中で、より専門的な支援を受けさせたいという思いから、できるだけ早く児童発達支援を利用したいと考えることがあります。その結果、計画相談につながらないままサービス利用が始まり、支援全体を調整する機会が十分に持てない場合もあるのではないかと思います。
葉石委員長	ありがとうございました。事務局からの説明と委員の皆様からの補足を含め、議論いただきました。 　また、先ほど私から、潜在的な対象者がいるのであれば「状況の把握に努める」といった記載も必要ではないかと申し上げましたが、市の考え方を改めて読むと、「関係機関と状況を共有する」との記載があります。この中に状況把握の趣旨も含まれているのであれば、別途追記しなくてもよいかと思います。 　ほかにございますか。なければ、最後に目標７・８について説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	―　議事第１号（目標７・８）について説明　―
葉石委員長	ありがとうございました。それでは、目標７・８についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。また、最初の項目から含めて、言い忘れたことやお気付きの点がありましたらお願いします。 　特にないようでしたら、次の議事に進みます。議事第２号「第四次市民福祉プラン（案）について」、事務局から説明をお願いします。
事務局（障害者福祉課　小松主査）	―　議事第２号について説明　―
葉石委員長	ありがとうございました。それでは、第四次市民福祉プラン案について、これまでにお出しいただいたご意見が適切に反映されているか、ご確認をお願いします。 　皆様、確認はお済みでしょうか。特に追加のご意見がないようでしたら、委員会等でいただいたご意見については概ね適切に反映されているものとして、この議題の審議を終了したいと思います。よろしいでしょうか。 　それでは、議事第３号「パブリックコメントについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局（障害者福祉	―　議事第３号について説明　―

課　小松主査）	
葉石委員長	ありがとうございました。第四次市民福祉プラン案に関するパブリックコメントについて、実施時期は広報への掲載状況により変更となる可能性があるとの説明でした。ご質問等はありますでしょうか。 特にないようですので、最後に議事第４号「その他」について、委員の皆様から何かございますか。 ないようですので、本日の議事を終了し、議長の職を解かせていただきます。本日もご協力ありがとうございました。
３　その他 事務局（障害者福祉課　吉野副課長）	葉石委員長、ありがとうございました。続いて、次第３「その他」です。委員の皆様から、議事以外にこの場でお伝えしたいことがあればお願いいたします。 特にないようですので、事務局から連絡事項を申し上げます。次回の策定委員会については、前回と同様に部会を開催した後、１２月頃の開催を予定しています。日程等の詳細は、改めてご連絡いたします。 連絡事項は以上です。それでは閉会に当たり、健康福祉部長の柳沢からお礼の挨拶を申し上げます。
事務局（健康福祉部長　柳沢部長）	―　挨拶　―
事務局（障害者福祉課　吉野副課長）	それでは以上をもちまして、令和８年度第２回東松山市障害者計画等策定委員会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりましてご審議を賜りありがとうございました。

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和８年１０月２８日　　署名委員　神辺　正規

署名委員　長谷部　一平